

プラスワン通信

<相続登記、義務化へ！?>

政府は、所有者が分からない土地の解消のための対策を話し合う会議を開き、今年度中に制度改正に向けた具体的な方向性を出しました。

所有者不明土地の問題と、解消に向けた動きをあらためておさらいします。

所有者不明土地の問題

所有者不明の土地は、2011年東日本大震災後の復興事業で用地買収の妨げとなりました。こういった所有者不明土地は、全国でも約410万ヘクタールにのぼるといわれ、40年には北海道本島に匹敵する約720万ヘクタールに広がり、その経済的損失は同年までの累計で約6兆円と推計されています。所有者特定のためには多大な労力・コストを要するため、公共事業の推進の場面でその用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因にもなっています。

問題解消に向けた動き

政府は、平成30年6月1日、所有者不明土地解消に向けた対策を検討する閣僚会議を開きました。検討された対策は以下の通りです。

<対策の内容>

- 相続時に登記簿上の所有者の情報を変更するよう、相続登記を義務化。
- 所有者の氏名住所が正確に登記されていない土地について、登記を担う法務局の登記官に、所有者を特定する調査権限を与える。
- 登記と戸籍の情報を連携させ、所有者の情報を調べるシステムを作る。

今後注目

閣僚会議において、2020年までに関連法案（民法や不動産登記法など）の改正を実現する
とした基本方針を決定しました。法案改正案が通常国会に提出されることが見込まれます。
所有者不明土地に関する悩ましい問題解消の一步となるよう、今後を見守りたいところです。
(庄司)

株式会社プラスワン

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階

TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com